

# 滋賀県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。  
すなわち、私たち一人ひとは、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。  
同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。  
こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にす滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である。  
私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)  
第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)  
第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。  
2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(県民および事業者の責務)  
第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(人権施策基本方針)  
第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。  
2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。  
(1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念  
(2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。  
(3) 相談支援体制の整備に関すること。  
(4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。  
(5) その他人権施策を推進するために必要な事項  
3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。  
4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。  
5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。  
6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(人権施策基本方針との整合)  
第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(滋賀県人権施策推進審議会の設置)  
第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。  
2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。  
3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)  
第7条 審議会は、委員18人以内で組織する。  
2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。  
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
4 委員は、再任されることを妨げない。  
5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  
6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則  
1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
2 省略

# 「滋賀県人権施策推進計画 第2次改定版」

～すべての人が輝く滋賀をめざして～

概要版

## 第1章 計画の改定にあたって

滋賀県では、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るために「滋賀県人権施策基本方針」を策定するとともに、この方針を具体化した「滋賀県人権施策推進計画」に基づき、人権施策の計画的な推進を図っています。  
このたび、「部落差別解消推進法」等の様々な人権に関係の深い法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット上での人権侵害の深刻化、性的指向・ジェンダーアイデンティティへの関心の高まりなどの社会状況の変化や、県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、従来の計画を見直し、「滋賀県人権施策推進計画 第2次改定版」を策定しました。  
計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで(5年間)です。

## 第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図ります。

### 命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

### 一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、みんなが輝く社会の実現をめざします。

### 多様性を認め合う共生社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で共に生きていける社会の実現をめざします。

### ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。

## 滋賀県総合企画部人権施策推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
TEL: 077-528-3533 FAX: 077-528-4852  
E-mail: cf00@pref.shiga.lg.jp URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/>



令和6年(2024年)7月

滋賀県

# 第3章 人権施策の推進

◆あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政を推進します。

◆人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進します。



## I 基本施策の推進

### 1 人権意識の高揚－教育・啓発

#### ■ 人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高めます。
- 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る態度を養います。
- 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につけます。
- 自発的な学習のための環境づくりを行います。

#### ■ 人権教育

##### (1) 家庭教育

- 子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。
- 子育てに関する学習機会や情報を提供し、地域全体で子育てに取り組む体制づくりを進めます。

##### (2) 就学前教育・学校教育

自尊感情を高めるとともに人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。

- 推進体制の充実を図り、安心して学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- 自分の生活と結びつけながら主体的に学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- 家庭・地域と連携した教育・保育活動を進めます。

##### (3) 社会教育

- 人権尊重の精神を日常生活で具現化できるよう、学習環境づくりに努めます。
- 人権問題についての正しい理解と認識を培うために、学習内容や方法を工夫します。
- 地域の連帯意識に支えられた住みよいまちづくりをめざし、県民の自主的な学習活動を支援します。

#### ■ 人権啓発

##### (1) 県民に対する人権啓発

- 多様な啓発媒体を効果的に活用して行います。
- 共感を生むように工夫し教材を作成します。
- 自主的な学習の支援と県民参加の促進を行います。
- 様々な人権啓発の実施主体との連携を図ります。
- 一人ひとりの具体的な行動変容につながる啓発を推進します。
- 年代を意識したより効果的な啓発の実施に取り組みます。

##### (2) 事業者に対する人権啓発

- 人権が尊重される明るい職場づくりを推進します。
- 公正な採用選考システムの確立に努めます。
- 「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業活動を推進します。
- 関係機関等との連携を図ります。

### 2 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実

- 総合的な相談窓口の設置・運営を支援します。
- 専門的な相談窓口を充実します。
- 相談機関の連携を図ります。
- 相談窓口の周知に努めます。
- 相談員等の資質向上と体制強化を図ります。



## II 分野別施策の推進

### 1 女性

- 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現
- あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展
- 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現
- 男女共同参画意識の浸透
- 総合的・計画的な関連施策の推進

### 2 子ども

- 社会全体で子育て・子育てを応援
- 社会的養護の推進
- 子ども・若者の健やかな育ち
- 不登校等への対応
- いじめへの対応
- ひとり親家庭に対する支援の推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

### 3 高齢者

- 誰もが生き生きと活躍できる共生社会づくり
- 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり
- 暮らしを支える体制づくり
- 総合的・計画的な高齢者施策の推進

### 4 障害者

- 共生社会づくり
- ともに暮らす
- ともに育ち・学ぶ
- ともに働く
- ともに活動する
- 障害者施策の総合的な推進

### 5 部落差別(同和問題)

- 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- インターネット上の差別書き込み等への対応
- えせ同和行為の排除
- 同和行政の総合的な推進

### 6 外国人

- こころが通じるコミュニケーション支援
- 安心して暮らせる生活支援
- 外国人材の活躍支援
- 次世代を担う人材の育成
- 活力ある多文化共生の地域づくり
- 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

### 7 患者

- 医療福祉提供体制の整備
- 安全、安心な医療福祉サービスの提供
- 正しい知識の普及啓発等
- 難病患者への支援の充実
- 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

### 8 犯罪被害者等

- 平穏な日常生活への復帰の支援
- 犯罪被害者等を支える社会の形成

### 9 刑を終えた人・保護観察中の人等

- 国・市町・民間団体等との連携強化
- 就労・住居の確保
- 保健医療・福祉的支援の充実
- 非行の防止と修学支援の実施
- 民間協力者の活動の推進、広報・啓発の推進

### 10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ

- 性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発の推進
- 相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進

### 11 インターネット上の人権侵害

- インターネット上の人権侵害の防止のための教育・啓発
- 差別書き込みや動画の投稿、誹謗中傷等への対応
- 国・関係機関等と連携した取組の推進

### 12 新たな感染症(新型コロナウイルス感染症等)

- 正しい知識の普及
- 教育・啓発
- 相談・支援体制の充実

### 13 ヘイトスピーチ

- ヘイトスピーチの解消・防止のための教育・啓発
- 国・関係機関等との連携による相談対応

### 14 ハラスメント

- ハラスメント防止のための教育・啓発
- 関係機関と連携した相談対応の充実

### 15 災害発生時の人権問題

- 要配慮者の避難支援体制の強化
- 広報および教育・啓発の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

### 16 人身取引(性的サービスや労働の強要等)

- 人身取引防止のための教育・啓発および相談支援

### 17 アイヌの人々

- アイヌの人々に対する理解を深めるための教育・啓発

### 18 拉致被害者等

- 拉致問題解決に向けた関心と認識を深めるための教育・啓発

### 19 個人情報の保護

- 個人情報流出等による人権侵害防止のための教育・啓発および相談窓口の周知

### 20 その他の人権に関わる諸問題

- 孤独・孤立
- 自殺問題
- ひきこもり
- 依存症
- ホームレス

## 第4章 推進体制

### 1. 庁内における推進体制

滋賀県人権施策推進本部を中心として、関係部局相互の連携・協力を確保しながら人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

### 2. 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

人権に関わりの深い職業従事者を対象に、人権研修や情報提供による支援を行います。  
公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者

### 3. 国、市町、企業、民間団体等との連携

国、市町、企業、民間団体等とお互いに連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら総合的な取組を進めます。